

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
	開会（定数報告及び配布資料確認、会議公開の決定等）
関会長	それでは議事の「（１）資産等補充報告書等の審査について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	※事務局から 資産等補充報告書等の審査の流れ及び提出された委員の意見の報告
関会長	それでは、資産等補充報告書等について検討を行っていく。 まず、借入金が増加なしとなっており、住宅の借入金のみ記載されている。自動車の借入金はないということでよいか。
事務局	現時点では、自動車の借入金はなくなっている。
関会長	借入金が１件なくなっているということになるのであるから「増加なし」という表現ではなく、借入金や貸付金については、金額を載せるべきではないかと考えるがどうか。
佐藤委員	確かに最初の資産等報告書を見なければ分からないというのは、分かりづらいと感じている。
三角委員	当初の資産等報告書と比較しなければ分からないという見辛さは理解できる。 しかしながら、条例の目的は市長の権限を行使して不正を働かせないための措置であるとされている。公人の資産公開を目的としているのではなく、権限や地位を不正に行使していないかを監視するための措置と考えると、本審査会の審査の限界が見えるのではないか。

	<p>ちなみに、条例制定の過程で当該規定について何か具体的な意義を持たせる議論などはあったか。</p>
事務局	<p>国会議員等の資産公開制度などを参考に作成されたところであり、特段フォーカスされた議論はなかったと聞いている。</p>
三角委員	<p>関会長の意見は、市民から見たときの分かりやすさなどを考慮された意見であると思う。ただ、今回の審査においては、条例・規則の規定に従って提出されたものであり、そのことについて問題はないのであるから、付言などで、市長に受け取りやすい形で進言するというのはいかがか。</p>
関会長	<p>自動車の借入金がなくなったことが、資産等補充報告書からは読み取れないという事実については何か意見はあるか。</p>
三角委員	<p>強いて言えば、そもそも借入金の返済方法については、第三者が返済したのか、一括弁済されたのか約定どおりの分割弁済により完済したのか、また原資はどこからかなどは読み取ることはできない。</p>
渡辺委員	<p>透明性を高める観点では関会長の意見のとおりであり、時節柄、記載しないまでも確認しておいてもよいのかもしれない。</p>
関会長	<p>今回自動車の借入金がなくなり、住宅の借入金のみとなった。借入金は2件から1件に減少したことになるが、今回の報告書では借入金は増加なしになっている。「増加なし」の表現だけでは、減少に対する表現としては適当ではないのではないかと懸念している。</p>
事務局	<p>条例上では、資産等補充報告書については新たに資産等を有した場合に記載することとなっており、減少の資産については対象としていない。</p>
関根委員	<p>関会長のご意見は、マイナスが減ったことは資産上の増加であるが、現状の整理だと借入金の絶対値に対する増加を報告することになっており、</p>

	<p>資産的に減少する借入金が増えることが報告対象となり、減ることは対象ではない。借金が減ることは資産の増加であり、報告する方向で考えるのが重要ではないかとの問題提起と理解した。</p> <p>また、意見として、毎年度すべてを申告させるという考え方もあるとは思いますが、審査会の役割として、詳細に確認しなければならないのか、条例の範疇で一定の内容を確認しているということを説明できればよいのか、そういった内容は改めて議論しておく必要があるかもしれない。</p>
関会長	<p>資産等報告書で金額を記載したものは補充報告書においても金額を記載した方がよいと思うがどうか。</p>
関根委員	<p>そもそも普通預金などの資産は公開されていないことを考えると、その借入金が減った要因などははっきりしないのであるから、金額を載せる意味合いは薄いのではないか。</p>
三角委員	<p>他市の状況等はわかるか。</p>
事務局	<p>資産公開条例などを整備している団体はあるが、本市のような制度を整備している団体は少ない。</p>
三角委員	<p>条例の規定を超えることはできないことを考えると、「毎年新たに取得した」ものに限らざるを得ないのではないか。</p>
事務局	<p>事務局としても、条例の規定上はそのように解釈せざるを得ないのではないかとの見解である。</p>
関会長	<p>今般、規則改正により借入金の額について摘要欄を設けられたと思うが、事務局としても額を記載させる意図があったのではないのか。</p>
事務局	<p>借入金の総額だけでは、自動車のものなのか、住宅のものなのか分からないとの審査会の付言をいただいたことから、改正したものである。</p>

	<p>なお、貸付金についても同様に付言をいただく形で改正を進める用意がある状況。</p>
三角委員	<p>毎年数字を報告してもらうのも分かりやすいのでよいと思うが、条例改正が必要になる。</p>
関根委員	<p>この審査会で条例改正に及ぶまでの意見が言えるのかどうか。</p>
渡辺委員	<p>市民目線で考えたときに分かりやすい記載にした方がよいのではないかなどの提言をすることはできるのではないか。</p>
三角委員	<p>そのような提言が望ましいのではないか。</p> <p>ただ、条例を改正しないのであれば、現市長は応じてくれるかもしれないが、市長が変わったときには、条例に則って対応すると言われる可能性はある。</p>
関根委員	<p>今日の段階で関会長の思い描くところまで、踏み込めるかは難しいのではないか。</p>
三角委員	<p>今回の資産等補充報告書は、記載内容等に不備があるものではない。ただ、今後より一層の記載を求めていくのでよいのではないか。</p> <p>条例では市民の調査権について定めがある。資産等報告書等の記載事項に疑義があるときには、調査を審査会に求めることが出来ると書いてある。その場合、疑義があることを証する資料を添付した調査請求書を提出するとしているという点は、ハードルが高いことであると思うが、審査報告書は、市民に疑いを抱かせる余地を残させる程度の記載はしておくべきではないのか。つまり、ある事項について、疑義があるということを付言とし審査報告書に記載しておくべきではないか。</p> <p>しかし、私としては、関会長のいう数字を記載することについては、躊躇する。</p>

<p>関会長</p>	<p>他にはいかがか。資産等報告書で金額を記載したものは補充報告書においても金額を記載するという事は、条例の改正を要するので、審査会として問題提起をすることは非常に難しいと指摘があった。この議論については、ペンディングでも付言でもと考えている。</p> <p>この提案を実現する場合には、どのような課題があるのかなどを今後議論していきたい。また、事務局においてもそれらの課題の精査をしていただきたい。</p> <p>それでは、次の議題に入る。</p> <p>現行の資産等補充報告書では、借入金と貸付金の記載方法について差異があるが、この点についてはいかがか。私の意見としては、借入金と貸付金の欄の形式は同じにしておくべきかと思う。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>書式上の問題としてバランスが良いという程度と思う。事務的、技術的にどうかという問題もあるが。</p>
<p>事務局</p>	<p>書式については他自治体を参照作成したものである。このため内訳欄を入れるとなると、他自治体の例にはないというところである。しかし、貸付金を記載させる趣旨は借入金と同様であるので、借入金と同様に内訳を明示する、つまり、総額よりは個々の貸付先を明らかにするべきだという見直しをすべきであるという付言はあってよいと考える。</p>
<p>関根委員</p>	<p>一点、貸付金の貸付先を記載することについて気になる点がある。借入金はどこから借りているかを示すことは問題ないが、貸付金について貸付先が個人であった場合、どこまでを記載することを想定しているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>関根委員のご指摘については、仮に個人が貸付先であった場合は、個人情報に関わるものであり記載方法の方法は配慮が必要と考える。例えば、現在、所得等報告書でも、複数の法人から給与をもらっている場合には「三法人」と記すなどの運用例がある。どこまで厳密な記載をするか等については、審査会での議論にはなると考えている。</p>

三角委員	記載方法の工夫が可能であれば、借入金と貸付金とは趣旨が同様のものであり、様式上バランスも取るということで、改正することでよいと思料する。
関会長	それでは、この貸付金に係る様式の改正については、審査会の付言とする。
事務局	承った。
関会長	それでは、議事（２）審査報告書について、事務局から説明をお願いします。
関会長	※事務局から 資産等補充報告書等審査報告書（案）について、１～４までの項目の記載内容の説明
事務局	審査報告書（案）に対する意見等はあるか。
関会長	「新たに貸付金があった場合」という文言でよいか。会長の趣旨としては、あくまでも借入金と同様の趣旨での改正ではなかったか。
三角委員	事務局として、昨年度の借入金の改正と同じ趣旨による改正と考えている。
事務局	借入金も貸付金も条例が求める趣旨は同じであるため、貸付金については総額のみを記載することとなっているが、借入金と同様にその事実を明示することが出来るように様式を見直すという記載でいかがか。
関会長	そのような記載をお願いします。 ところで、当方のNo. 1の意見を受けて、市長は資産等補充報告書の記載の訂正を行ったが、訂正届の際に、借入金に係る残高証明書の添付は求めたか。

事務局	<p>今回の訂正は、「増加なし」の文言を「該当なし」に訂正したものである。資産等補充報告書では増加等のあった資産についての添付資料として各種証明書の添付を求めているところであり、今回の訂正においては、新たに証明書の添付を求めているはない。</p>
関会長	<p>自動車の借入金がなくなったのは、その過程で明らかになったことか。</p>
事務局	<p>資産等補充報告書の提出の一連の過程で明らかになったことである。</p>
関会長	<p>審査報告書の内容について、他に意見はあるか。</p>
三角委員	<p>付言の中に資産等補充報告書の記載ぶりについては市民に分かりやすい記載内容にするよう努めるようにすること、あるいは今後もその点について議論を重ねるべきであるなどとの記載にするか。</p>
事務局	<p>これまで審査報告書の記載内容は、この会議において決定していたが、今後、今回の議論において提起された課題について事務局が資料収集をし、それを提示してから、改めて委員の意見を募り、審査報告書を作成し、決定していただくという方法はいかがか。</p>
関根委員	<p>審査報告書の決をとらないということか。この会議は、既存のルールに則って審議している。そのルールを変えるという議論は、次回以降の会議ですればよい。既存のルールを改正するかどうかという議論は論点から外し、あくまで、今回の会議のなかで審査報告書を決定すべきだと考える。</p>
三角委員	<p>それでよいと考える。審査報告書に付言を入れるか入れないかという選択の問題であり、あくまで会議のなかで決定することがよい。</p> <p>例えば、4つ目の付言として、より一層努められたいという付言を記載する等して、審査報告書を決定し、その後、関係資料の提供をいただくというのでもよいのではないか。</p>

	<p>あるいは、審査会意見以外に裁判の判決文のように個人意見を付すという書き方はいかがだろうか。</p>
<p>関会長</p>	<p>あくまでも審査報告書は審査会意見を付すべきである。</p> <p>そのため、借入金の残高証明書の添付については書かないということによい。</p> <p>では、その点に関しては審査報告書には書かないということ。その点に関しては、審査会の議論としては持ち越しということによいと考える。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは審査報告書の付言としては、貸付金の項目について記載することによいか。今回は付言を3ついただくということについて、審査会決定でよろしいか。</p>
<p>関会長</p>	<p>それでよい。これによりこの審査報告書を決定し市長に提出します。</p> <p>続いて議事（3）「審査要領」について、事務局より説明をお願いします。</p>
	<p>※事務局から 審査要領改正案について記載内容の説明</p>
<p>関会長</p>	<p>審査要領改正案について、意見等あるか。</p> <p>ところで、今回の改正事項とは関係ない本文において、「確定申告書の写しを添付する場合にあっては、第一表に税務署の收受印が押印されているものが提出されていること」とあるが、この文言について検討して欲しい。国税庁は、令和7年1月以降は確定申告書控えに收受印を押さない運用にすると発表している。この要領もこの運用変更を前提に対応を検討する必要がある。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>それはe-TAX推進のための運用であると考えている。仮に收受印がなかったとしても市長がこの内容で確定申告をしたということが重要ではないか。</p>

関会長	形式的な問題なので、仮に収受印がなかったとしても、内容としては受け取るべきだが、審査要領の記載ぶりは見直す必要がある。
事務局	国税庁の運用変更については詳細を確認後、他の資料提供とともに、収受印についての修正を行った審査要領案を提示することでよろしいか。
関会長	了解した。
事務局	関会長は、審査要領についてNo. 2の意見も示されているが、こちらはいかがか。
関会長	要領には減少した資産について定義はない。借入金のように総額が減少した場合も「増加なし」に当たるという記載が必要ではないか。
事務局	それは借入金についてということか。
関会長	借入金に特定するものではない。毎年新たに有することとなったという枕詞のついた資産を「増加資産」と定義している。 思うに、資産等報告書において、金額を記載することが求められている資産項目については、数量の増減について言及するべきだ。例えば「数量が減ったのは増加資産と言わない」などと具体的に定義づけし、数量が減少したものは「増加なし」という記載でいいかどうか整理すべきだ。
三角委員	借入金等の増減についてもわかるような定義を示すべきだということか。
関会長	借入金等だけでなく、数量や金額の増減のある資産については整理すべきではないか。
事務局	審査要領は、あくまでも報告書の内容をどう審査するかの要領である。資産が「減少」という考えは現行条例にはない。現行条例の「毎年新たに

	<p>有することとなった」と反する考えと思われる。審査要領が条例よりも踏み込んだ内容は書くことはできない。</p>
関根委員	<p>過去の審査要領の議論で場合分けができていないはずである。それらについては資料を添付して提出している。増加資産がない場合は、「増加資産がない」ということが記載されていればよい。</p> <p>関会長の意見は、資産の増減についてより踏み込んだ区分をすることになると、やはり条例と要領の規範の違いという観点からは、いかがかと思う。</p>
関会長	<p>借入金の議論については先送りとしたため、今回はこだわらない。</p>
事務局	<p>それではその点については、現状のままということではよいか。</p>
関会長	<p>それでよい。</p>
事務局	<p>要領に関して、関根委員から改訂日付けについて意見をいただいているが、こちらはいかがか。</p>
関根委員	<p>例えば、本日の資料の条例のように改正歴を先頭に表記した方がよいと考える。</p> <p>附則は、改め文で上書きした結果として残るだけのものであるため、よりわかりやすくするという意味でこの意見を提案した。</p>
事務局	<p>わかりやすさを考慮し、次回以降、改正歴を先頭で示すようにする。</p>
関会長	<p>他に、意見は無いようなので、この審査要領の改正について異議はあるか。特になければ、これをもって修正をお願いします。</p>
事務局	<p>了解した。</p>
関会長	<p>それでは「(3) その他」について事務局から説明をお願いします。</p>

関会長	<p>※事務局からオンラインによる会議開催の提案。</p> <p>以上で議事を終了する。</p> <p>閉会</p>
-----	--